# 議会運営委員会 会議録

日 時 令和4年11月14日(月曜日)

午前10時00分開会、午前11時04分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項
  - (1) 令和4年第4回定例会の運営方法について
  - (2) 一般質問及び代表質問の制限時間について
  - (3) 議会報告会の出席議員について
  - (4) その他
- 5 閉 会

出席委員(7名)

委員長 海老原 一郎

副委員長 平石 勝司

委 員 篠塚 昌毅

委 員 鈴木 一彦

委 員 下村 壽郎

委 員 今野 貴子

委 員 勝田 達也

#### 欠席委員(0名)

その他出席した者

議 長 小坂 博

副議長 塚原 圭二

## 事務局職員出席者

局 長 塚本 隆行

次 長 天貝 健一

次長補佐 小野 聡

主 任 津久井 麻美子

主 任 松本 裕司

主 幹 鈴木 優大

傍聴者(0名)

\_\_\_\_\_

○海老原委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。 傍聴はありませんね。

(「ありません」との声あり)

- ○海老原委員長 では、議長から御挨拶願います。
- ○小坂議長 早朝からありがとうございます。よろしく御願いいたします。
- ○海老原委員長 早速ですが、協議事項に入ります。サイドブックス、議会運営委員会、令和4年、11月14日開催をお開きください。協議事項1令和4年第4回定例会の運営方法について協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。
- ○天貝事務局次長 これまで茨城県では対策ステージの1から4毎に行動制限を設けて 感染対策を行ってきたことから、本市議会においてもそれを参考に一般質問を行う議員 の人数制限や制限時間の短縮、更には議場への出席者の制限等を行って参りました。し かし現在は、重症化リスクの低下に伴い、国の方針が社会経済活動の維持に舵が切られ、 ウィズコロナの考えの基、茨城県においても行動制限の要請は原則行わないこととなっ ております。そのような状況を勘案し、本市議会の運営方法の見直しを提案させていた だくものでございます。現在のステージは2でありまして、それに該当する議会運営方 法は網掛けの部分になります。上から議席、議場のドアについてはこれまでと同じです。 3番目の一般質問については、県の行動制限の撤廃に伴い人数制限や時間制限を撤廃し 従来通りにしてはどうか、すなわち一括質問・一括答弁方式は90分、一問一答方式は 70分に戻すという案です。次の議場への出席者とその次の委員会の開催方式につきま しては、執行部の会議開催の指針が緩和されていないことを鑑みて、これまでの運営方 法どおりで変更しないというものでございます。よって、現在のステージ2に該当する 議場への出席者については従来通り、そして委員会の開催方法は、臨時会のように出席 者が少ない場合は3委員会の同時開催が可能、通常の定例会の委員会の場合は、控室を 設けた上で2つの委員会の同時開催が可能となるものです。なお、アクリル板とマスク 着用についても変更はございません。第4回定例会をこの表に則って行うという案にな りますので、御協議をお願いいたします。なお、本日決定する運営方法は、仮に今後ス テージが変わったとしても、その決定を維持することとなりますので、よろしくお願い いたします。
- ○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。
- ○篠塚委員 一般質問が従来どおりになったという解釈でよろしいんですよね。

- ○天貝事務局次長 はい。一般質問の人数制限も無し。質問自体を従来の通りに戻すということでございます。
- ○海老原委員長 それでは、事務局説明のとおりとすることで、御異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり)
- ○海老原委員長 それでは、ただ今のとおりといたします。本日決定いたしました第4回定例会の運営方法については、議会運営委員長より書面で議長に報告し、議長より全議員にメールにて周知していただきたいと思います。つづいて、協議事項2一般質問及び代表質問の制限時間について協議をお願いします。事務局より説明願います。

○天貝事務局次長 一般質問及び代表質問について、いくつか御意見をいただいており ます。どういう意見かと申しますと、まず一般質問につきましては、執行部の答弁が長 い、議員が質問で話した内容を繰り返す、その結果時間が足りなくなってしまうという 意見。また一問一答方式の時間が足りないという御意見をいただいております。時間が 足りないということにつきましては、資料2-1を御覧いただくと、一般質問の欄に質問 時間が各方式とも60分と記載されているように、コロナ対策が始まって以来、対策の 変遷はあるものの概ね2年間に亘り60分に制限してきたことが大きな原因であろうと 思われます。それから執行部の答弁の長さにつきましては、長い場合もあるのかもしれ ませんが、現在の安藤市長になってからはかなり短くなっていると感じております。な お、答弁の中で、事業の概要について説明するケースがあります。議員側からすると必 要ないと思われるかもしれませんが、議会基本条例に、傍聴及び視聴の意欲を高める議 会運営に務めると定められており、その事業の内容を知らない市民の側からすると必要 なんだろうと思われます。このようなことから、先程の第4回定例会での質問時間の制 限を撤廃し、一括質問・一括答弁方式は60分から90分へ、一問一答方式は60分か ら70分に拡大することになりますので、まずは本来の制限時間で運用していただいて、 それでも足りないという場合には改めて御協議いただく、ということでいかがかと存じ ます。次に代表質問につきましても、やはり時間が足りないという御意見がありました。 資料2-2先例集の代表質問に関する記載の抜粋を御覧ください。 代表質問につきまして は、平成28年の第1回定例会から導入されたもので、当時の議運で協議され、質問時 間は60番に記載の通り各会派ともに30分を基本に所属議員一人当たり5分を加算し た時間で運用しております。県内他市の代表質問の時間については、やり方が様々で一 概に比較はできないことから、本市議会の時間が、長いとか短いとかの評価は難いとい う状況でございます。次に質問の内容につきましては、56番に記載のとおり市長の施 政方針や予算編成方針等に対して行うこととなってございます。代表質問を導入してか ら7年が経っておりますが、中には代表質問というよりは一般質問の様な内容のものが 見受けられたり、多くの項目を質問されたり、細かい点について質問されているケース が見受けられます。対応としましては、質問時間を拡大することも考えられますが、ま ずは代表質問の趣旨に則った内容で、項目の数も厳選していただき、それでも時間が足 りない場合は、代表質問は選択制でありますので、代表質問としてではなく、90分の 通常の一般質問として行うという選択肢もございますので、まずは現在のルールの中で 運用していただければと考えてございます。それでも足りないという場合には改めて御 協議いただく、ということでいかがかと存じますので、御協議をお願いいたします。

- ○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。
- ○今野委員 今の事務局の説明で、執行部が概要を述べたり、今までのいきさつを述べたりするのは一般の方たちが知らない部分であるから必要であろうということはわかります。ただそれはどの程度の時間になるのかというのはその場になってみないとわからないもので、だったら私がこの前述べさせていただいたように、執行部の時間は入れない。議員の質問時間だけ30分、40分というのを決めて、例えば執行部の説明が1時間、2時間といっても、カウントしませんよとすれば非常にわかりやすいと思います。その場においてこの概要が必要であろうとかそういう判断は難しいですよね。それと前に私が議員になってからこういう問題が出ていて、執行部が非常に長いという話があって、いろいろ調べてみました。一番合理的なやり方というのが自治体でやっているのは、私が申し上げたように執行部の時間は入れない。この方がいろいろな小さなことでも縛られるのではなく、わかりやすく質問できますし、執行部も皆さんにお伝えしたいことは十分お伝えできるのではないかと私は思います。
- ○**篠塚委員** 今の今野委員の御意見なんですが、これは議会運営委員会で決めることなので、事務局としてはお話をされただけなので時間の変更だとか様式の変更であればこの場で。今回の提案なので、この先であれば、時間変更であればもう一度違うことで議論するべきだと思いますので。ただ参考に今まで90分、70分ってなった経緯がわかればそれを参考にして議論すれば良いのかと。質問時間だけを制限するというのはまだ決まっていないことなので、今回はこの中でどうなんだろうと。代表質問はどうするのか。今回から70分等に戻したわけだけど、それは分けないと話がちょっと食い違ってしまうかと思うので、分けて進めていったらいかがかと思います。
- ○海老原委員長 今篠塚委員から意見が出ましたが、まず今回の第4回については、今までどおりに、以前どおりに一括90分、一問一答70分ということで先ほど了解をいただいたんですね。第4回の質問時間については。今回はそれも考えなくてはいけないということですから。今回の第4回は一括90分、一問一答70分ということでよろしいですね。
- ○今野委員 私が申し上げたのは次の時からやってくれというわけではなくて、今後そちらの方向で考えていただきたいということですので、委員会のやり方に沿ってやらせていただければと思います。確認します。次の定例会では今までどおりですよね。で私が発言したのはどういう扱いになるんでしたっけ。
- ○**篠塚委員** 今提言されたのは、一般質問そもそものあり方についての議論なので。一般質問のあり方を再度協議をして。それと今までの経緯として一般質問の時間が決まった経緯もあるでしょうし、一問一答を導入した時に60分に決まった経緯もあるでしょうし。その60分が短いということで10分足して70分になった経緯もありますので、土浦市議会として一般質問時間の制限のあり方というものを議論すべきもあるんでしょうから、それはそれで議論をしていくと。ちなみに議会改革で基本条例を作ったときに、

他市の例を見て質問時間だけを制限すべきだとかいろんな意見が出ました。それを踏まえて議会運営委員会で90分、60分というのが決まった経緯がございますので、それも含めて制限時間を考えていくというのもよろしいかと思います。これは案として議論すべきものだと思います。

- ○今野委員 ここに一般質問の制限時間についてというタイトルになっているので、全般的な話もするのかなと私思ってしまって。私の勘違いですね。
- ○天貝事務局次長 いろいろな意見がございましたので、本日の事務局の提案としては 今回それぞれの質問時間が拡大されますので、その中でまずやっていただいて、それで もどうしても足りないということであればまた協議していただければという提案でござ います。
- ○下村委員 今次長のお話のとおりであると思うんですが、一般質問及び代表質問についてというタイトルだと議論してくださいということになってくるんだと思います。だからもっと具体的にいえば、制限時間ではなくて質問の仕方について時間等を考慮した質問をしてくださいという話になるかと思います。しかし今野委員からは質問時間が全体で見てしまうと自分の質問時間が制限されてしまう。答弁が長いと。質問時間が少なくなってしまうという話があるんだから、やはり今後検討していかなくてはならないはずだろうと思います。そういう方向で今後議論できるようなことを考えていただければと思います。短く終わってしまう人もいるし、長くかかる人もいる。だから時間制限は必要だと思うんです。そんな中で今野委員からは、自分の質問者の質問時間を30分にしてくださいとか、答弁時間は別ですよという話もあって、確かよその議会でもやっていますので、検討に値することかと思います。
- ○海老原委員長 先ほど次長から説明があったとおり一括は90分、一問一答は60分から70分に変更した経緯を伺いまして、今日は資料がないでしょうから、今後時間については検討するということでよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

- ○海老原委員長 代表質問についてはこの場で協議していただければと思います。
- ○小坂議長 時間は当然どこかで決めるしかないので制限をするしかないので、それは皆さんにお願いしたいと思います。代表質問なんですけどこの主旨からいくとですね、市長の政策予算そのことについて限定されているということになっているので。実際そうでないことが出てきたい時に、議長としてはそれはちょっと違うところでやってくださいといっても良いのかどうか、ちょっと私も今聞いていてどうなのかなと思ったので。○天貝事務局次長 事務局としても非常に悩ましいところではあります。今回の資料にも書いてありますとおり先例56番で予算編成方針等と等が入っているんですね。当時の議運の会議録を見ましても少しぼやかしておいた方が良いのではないかとということで等が入った経緯がありますので、どこまで認めるか線引きが難しいというのがありますので、どこまで拡大できるのかという事務局案はありませんけど、皆さんに協議していただくのもよろしいかと思います。
- ○平石副委員長 代表質問について私も確認をさせていただきたいのですが、予算編成

や施政方針に限るということでが、ある程度項目を増やしてしまうとうちでいう50分という、一般質問は一括で90分、一問一答で70分という中で質問時間が短くなってしまうものですから、いつも時間が足りないというのが認識としてあるものですから、できればそういったこともこういった場で協議していただければなというのがあったのですが、ただ今次長がおっしゃったように代表質問は厳選して、そうじゃないものは一般質問でというお話なんですが、会派の代表として質問するというのと一般質問では意味合いがちょっと違ってくるのかなと思いますので、そういったところはどうなんでしょう。重みが違ってくるのかなと。

○天貝事務局次長 確かに平石副委員長がおっしゃるとおりで、代表質問で質問するというのは、会派を代表しての質問ですので、やはり重みも上がってくるのだろうと一般的に考えますけど、テクニックとしては時間が足りない時には一般質問というのもありますということで。後は会派でということになります。

- ○海老原委員長 代表質問はしなくたって良いんだよね。
- ○天貝事務局次長 一応制度上は選択制ですのでしなくてはいけないということではございません。当時の全協でもそういった説明がなされていますので。
- ○篠塚委員 まず代表質問の件に関しては会派を結成するに当たって、政策とかが同じ ものが結成するものですから、その中で年度の施政方針が出れば会派としてこういう施 策はどうですかという質問をするのが代表質問として当たり前だと思うんですが、トー タルでいいますと、通告をもう少し細かくしてくれということが事務局からあったかと 思うんですが、代表質問も含めてもう少し通告内容を細かく書けば、多分議長の進行の 中で質問通告外だという規制もできるでしょうし、まあそこら辺ぐらいしかないのかな と思います。あと時間の使い方は質問者のことだと思いますので。全体の施政方針につ いて質問をすると時間が何分あっても足らないと思いますが、その中で会派として重要 なところを質問するのが代表質問なのかなと思います。その制限時間に関しては、やは り会派代表者会議も含め2人以上でないと会派として認めていないというのもあります し、そうすると基本時間があって一人ずつの時間をプラスしていくというのが、基本的 な時間制限の考え方だと思いますので、もし議論するのであれば、最初の基本の30分 というのを延ばすのが良いのではないかと思います。私は今まで代表質問というのをや ってみて、その中で問題が出てくるので直していって良いのかなと思います。それから 一般質問については、先ほど今野委員が言われたとおりトータル時間は決まっているの で答弁時間を延ばせば終わってしまうというのも一つありますので、そこは議論してい って、今できることは議長からの申入れとして、簡潔に内容を答弁してくれと申入れる のが一つ。また質問する側は、質問内容を通告の時に細かく書くというのも一つでしょ うし。それをやってなおかつ時間制限というのを議論するべきじゃないかなと思います。 ○下村委員 代表質問の制限時間というのは当然会派を結成するに当たり、所属議員が 多いか少ないかで配分されるわけで、これが基本だろうと思うんですよ。そこら辺はや はりいじれないんだろうと思うわけです。ただ基本的な30分を40分や50分とする のはまだ議論の余地があると思うんです。ただ所属議員が多いか少ないかで加える時間

が違うというのは基本的なことだから外せないと思うんです。ここだけは外せないと思 うんです。その辺も今後議論していかなくてはならないのかわかりませんが、私の意見 としてはその辺です。

- ○小坂議長 今の議論で応用します。
- ○海老原委員長 ただし書の中で、今まで口頭では執行部に対して答弁は簡潔にということでと言ってはあるんですが、鈴木委員も簡潔にと言いましたが、正式に一回出しておいた方が良いのかなと。
- ○小坂議長 正式にお願いします。そういうことでなるべく簡潔に答弁してくださいとお願いすることと、政策と予算についてもその辺を幅を持たせてやりますのでよろしくお願いします。
- ○鈴木委員 それに関連して、議員の方も自らを律していかなくてはならないというのは、市議会の一般質問の内容に対して、果たしてこれは適当であるのかなという質問が見受けられるケースが、私自身は思っているところなんです。国政に関することで市長に聞かれても、市長も答弁しづらいだろうなということもあるから、議員が自らよく考え方を整理するように注意喚起をお願いしたいと思います。答弁を簡潔にというのはもちろんなんですが、一方的にこちらからだけではなくて、自分たちも律していかなくてはならないという部分も同時にお願いしたいと思います。
- ○小坂議長 国政に関しての意見なりお願いなりというそういうことが必ず出るんですが、これ議長の采配でできるかというのがわかりかねるという部分があるんですが、議会運営委員会の中で例えば国政については質問はしないで欲しいと言ってくれるのはそれはそれで良いと思うし、例えばそれも含めてやっても良いんだよと言うのであればそれはそれで良いし、皆さんにその辺のニュアンスを周知していただきたいと思うんですよね。例えば20分くらいその件でお話しされてしまうとそれは止めざるを得ないだろうと思うんですが、冒頭にちょっと言うだけであればこれは止めれないので、当然皆さん議会人でありますし、皆さんの自覚の基やっていただくのは当然なんですが、その辺の線引きをちょっとだけお話ししていただければ助かります。
- ○天貝事務局次長 我々事務局が用いております議会運営の実際という議会のバイブルの本があるのですが、それによりますと一般質問はその自治体の事務事業について行うものであるということとされておりまして、国際問題とか国県の事務事業についてはできないとされております。実際通告の段階でそういった内容が含まれてくることがあります。それについては事務局の方でそういう意味でできませんということでお願いをしとり下げていただいている経緯もございます。ですからそういったことも含めまして、しかるべき時、全協だと思いますけど委員長の方から確認という意味で、議運でそのような話が出て、質問にふさわしい項目に検討してくれということを確認していただくというのが必要だと思います。また先ほど議長がおっしゃった代表質問の施政方針や予算編成方針以外のものはどうするのかというお話がありまして、今現状ですと先ほど申し上げましたとおり施政方針等の等が入っておりますので、この扱いをどうするかというのは議論の余地がありますけど、主旨からすると方針について質問するというのが原則

なのかなと思いますので、それについても代表質問にふさわしい質問にしていただきた いということで、全協で皆さんに同じように周知してはいかがかなと思います。

○篠塚委員 先ほど執行部に対して答弁を簡潔にという申入れをするというのがありましたので、文書を含めて議会側も質問内容だとか質問の仕方とか時間に限らずいろいろ議論をしている。より市民にわかりやすい質問をし、また土浦市の為になる質問をします。答弁者側も質問者に対して真摯に、簡潔にお答えしていただきたいと。こちらも努力するからそちらも努力してくれという申入れ文書を出すべきかなと思います。その文書を出すに当たって全員協議会でこういう文書を出しましたと。ついては皆さんも御協力くださいという報告をするべきだと思いますので、そういうことをしていくのが良いのかと。質問の時間や仕方については今後議論をしていって、質問時間だけを制限するのかとか、議論をしていっていただければと思います。

○天貝事務局次長 今篠塚委員から執行部への申入れということで、先ほど申し上げましたけど議員側が質問したことをまた繰り返すということがたまに見受けられます。また一方で安藤市長からは答弁時間が短くなっているというのも事実でございますので、今回明らかに執行部ですごく長くしてしまったということがあるわけではないと思われますので、文書というのはあれかと思いますので、庁議で局長から申入れをしていただくのはいかがかなと思います。文書にすると重いかなと。

○今野委員 今の次長の発言の真意をくみ取れていないかもしれませんが、過去何十回もいってきているんですよね。執行部に繰り返さないとか。それは文書ではなくて口頭でずっと行われてきた状況でもまだこの様な状況というのであれば、文書で行うべきだと思います。その方がわかりやすいのかなと思います。またそのようなことをすると同じことの繰り返しになってきて、またこういう同じような議論になってくると思いますのでこの辺で少し区切りをつけるという意味でも、もう少し踏み込んだ方が良いかと思います。

○小坂議長 私が発言すべきことではないのかもしれませんが、今現在の状況が簡潔ではない状況かどうかは、皆さん個人的な差異があるんじゃないかと思いながら聞いていました。その辺も含めて本当にそうなのかという検証を含めて、今回の一般質問の質問をやっていただければよろしいのではありませんかということなんですが、いかがでしょうか。

○篠塚委員 文書で出すというのは大変重いことなので、繰り返し同じことが起こっていて改善しないということであれば文書で出すべきだと思うんですが、今期は3年目ですかね。4年ももうすぐ終わるということで出てきたのが今の段階なので、この4年の間で出てきたばかりではないので文書で出すというには重くなるということもあります。ただし議員の中でも共有したことを持たなくてはならないので、全協で報告をして、議長とすると強く局長から言っていただいて。でも改善されているかよく見てですねその場合のこともよく考えていながらでよろしいかと思いますが、今回の議論は会議録に残りますので、議会運営委員会としてどういう議論をして、こういう結論を出したというのは会議録に残りますのでかなり重いものだと思います。議長の方は仕切るに当たって

非常に仕切り方がやりやすくなると思いますので、通告外であれば通告外と言えるし、 執行部の答弁が長ければ止めて簡潔にと言えることもできますし、そういうふうに議長 にお任せをして議事進行をお願いすればよろしいかと思うので、今回は文章ではなく一 歩手前だということでよろしいかと思います。

○勝田委員 議長の議事進行に関わることなので再度確認をしたいのですが、一般質問は市の事務をやるということは皆さんわかりきっていることだと思っています。市の事務を質問する前提として、例えば国際的、国県とかそういったものの動向とかいうものを市の事務を聞く為の前提として申し上げること自体、それが時間が長くなってくると本題に入れというヤジが入ってくると思うんですけど、それ自体を制限するということではないですよねと言うのが一つと、二つ目は代表質問の中に施政方針だとか予算の中身等の等なんですが、基本的にはその二つなんですけど、等と書いてあるのは篠塚委員も良くおっしゃっていますけど今までの経緯をよく見ろという話もありますけど、聞かざるを得ないこともあるかと思いますので、その辺りは議員の自覚になってくるということもありますので再度確認する程度で良いのではないかと思います。三つ目で代表質問で時間が足りなければ今野委員がおっしゃるとおり、いろんな方法もあると思うんですけど、それは足りないということになってからやれば良いと思いますが、平石副委員長がおっしゃった会派として足りないんだということがわかっていれば、今度は3月ということでまだ時間がありますので、実際基本時間を延ばすのか、代表質問に限って質問時間だけをカウントするだとか平石委員から提案があればお伺いしたいと思います。

○天貝事務局次長 私の方からは1点目。市の事務事業であるがそれに関連して国の制度とかの説明を段階的にしていくこともありますので何ら問題ないと思います。

- ○海老原委員長 2点目はなんでした。
- ○勝田委員 2点目は代表質問で質問して良いよというのは基本的に二つですよと。その他があってそこが広がってきすぎると支障があると言う説明があったかと思うんですけど、それに関しては議員はわかっている話ですけど、着飾るものであれば聞くんでしょうが基本的には再度周知すれば良いのではないでしょうかというのが2点目。3点目は時間が足りないというのが明確であって、それに対して何らかの具体案があるのであればお聞かせいただければということです。
- ○海老原委員長 一般質問と代表質問に関しては12月6日の全員協議会の時に皆さんにこういうことになっていますのでよろしくというような文章を出す。文章については私の方でまとめて25日の議運で見ていただくということにしたいと思います。
- ○平石副委員長 議員数によってカウントというのは基本の30分のところ40分にしていただくのはいかがかなと考えております。スケジュールのことをお話ししますと、原稿をいただくのが通告の前の金曜日で、土日で考えなければいけないということ。予算編成については内示会でいただくものですから、どうしても項目が増えてしまうということがあって、それを会派の代表者としてどうしても聞かなければならないということもあるものですから、時間がちょっと多くなってしまうのかなというのがありまして、そういった意味で代表質問と一般質問では重みが違うのかなというものもあって、ある

意味詰め込んでしまって時間が足りなくなっているという現状もあるものですから。あと共産党さんは最近代表質問をされていないので、基本が30分でお二人だと40分だと、当然一般質問の方が良いなということを考えていらっしゃるのかなと思ったものですから、ちょっと検討しなければならないかなという思いで述べさせていだきました。

○下村委員 先ほど市の事務という質問のところで、私が感じるのは、市の事務というのは国から事業を代行させられているところが多いと感じるんですね。その中で事務の話の中で、例えばその計算方法が違うんじゃないかとか、手当を減らすのはだめだとか、増やせないのかとかそういった要望みたいなことがいっぱい出てくるんですね。国の事務を代行している上で。そういったことは本来は市の事務ではないんだろうと思うんですよ。例えば国民健康保険の話で今度上がりますという話がくる。来年、再来年はどうなんだと言う話が結構出てくる。でもそれについては市の方では計算しようがないわけだよね。そういったことが市の事務ではないとは違うと思うことは多いんですよ。全然違った質問で、私なんかがよくやるの農業行政の話だと、今まではこうなっているんだけど将来的には国の動向はどうなんですかという感じの質問とは全然違っていて、具体的に両立に関してだとか、来年再来年上がっちゃうのかだとか、そういういうことは国の事務であって、あまり市の事務では具体的に考えられていないのかなというふうに思うんですね。市としてではなく違うところで考えている。連合会だとか。そういったものを質問で受けてしまうと難しくなるんじゃないんですかと思うんですが、そこら辺は事務局は受付する時にどういうふうに対応しているんですか。

○天貝事務局次長 今下村委員がおっしゃった国の委任事務は確かに多くあります。それについての質問は多くありまして、市で裁量がある部分は当然質問の余地があります。市の裁量の余地がないという質問もたまにはあるかもしれませんけど、聞いていると議員は国などの機関へ要望してはどうかだとかそういった内容もあるかと思いますので、一概にそれはだめだということも言えませんので受け付けているという状況です。

- ○下村委員 質問者の質問の仕方というより、考え方がきちっとしていないと困るんだ ということだけは、やっぱり議運で決めて、全協で議員に伝えていかないといけないの かなというふうに感じました。
- ○海老原委員長 では以上で一般質問代表質問の件は終わりにしたいのですが、一般質問を簡潔にするというのは庁議で事務局長から。
- ○塚本事務局長 ただ今いろいろ御協議いただいておりますので、そういうようなこと に至った経緯も今皆様に御協議いただいておりますので、その辺も含めまして私の方から庁議で皆さんにお伝えして答弁については簡潔な形でということでお伝えをさせていただきたいと思います。
- ○海老原委員長 庁議はやはり記録はあるんだよね。
- ○塚本事務局長 はい。あります。
- ○海老原委員長 答弁の簡潔にについてはそういった対応でしていただきたいと思います。プラス一般質問と代表質問については確認ということで6日の全協で再確認ということで出したいと思うんですが、25日の議運で示させていただきたいと思います。い

かがでしょうか。

- ○天貝事務局次長 通常議運の協議事項については全協で議運の委員長から説明という ことで報告の形で出だされていますので、文書で出すかどうかを含めて御協議いただけ ればと思います。
- ○篠塚委員 まず1点。文書にするか口頭にするかということをここで諮って決めた方がよろしいかと。執行部の答弁についてですね。文書で出すか委員長から口頭で言うか。提案が出ていますので、まず議運の中で決めていただいくのが一つ。全員協議会で一般質問のあり方というのを再度認識するのに文書で出すのか、議運の委員長から今この様な検討をしていると口頭で報告するか。文書で出すと文書の内容もありますので25日に決めるという2点を決めていただければと思うんですがいかがでしょうか。
- ○海老原委員長 篠塚委員から答弁を簡潔にするということは、私の方では庁議でということでお諮りしたいのですがいかがでしょうか。

## (「異議なし」との声あり)

- ○海老原委員長 ではそう致します。つぎに一般質問についてと代表質問については資料2の2の56番で一般質問の内容は、先ほど天貝次長から説明があったとおり資料はないのですが、私の方から全協の時に口頭でお願いするのか。私は文書で出した方が良いと思っているんですけど。それについてはいかがでしょうか。
- ○篠塚委員 今回は口頭でよろしいかと思います。というのは先ほど質問時間の件も出ていますし、これを決めると皆さんの質問のやり方も変わってくるかと思うんですね。これ結構大きな改革で。それから代表質問の時間を変えるのも大きな改革になるので、3月の定例会に関わってくるものなので、それまでに決めなくてはいけないということもあるので、文書で出しても再度文書を出すしかないので、その辺も含めて検討しているということを口頭で委員長から言っていただいて、審議していただいて3月の定例会前に議運の方で決定をして、文書で出すという方向がよろしいのではないかと思うんですがいかがなものでしょうか。
- ○海老原委員長 篠塚委員から一般質問は次回から対象になってくるので、一般質問や 代表質問を口頭で検討している説明をするということでしたがいかがでしょうか。
- ○天貝事務局次長 確認ですが代表質問は方針の方でしょうか。
- ○海老原委員長 代表質問は項目も含めて検討する。一般質問については検討していますが質問事項についてはこれこれですと入れたいということです。よろしいでしょうか。 (「はい」との声あり)
- ○海老原委員長 ではそうさせていただきます。 6 日の全協の時に私の方から報告させていただきます。
- ○天貝事務局次長 今委員長がおっしゃったように6日の全協で発言されるということで、今回はその他、代表質問の時間ですとかそれについては継続協議ということでよろしいでしょうか。
- ○海老原委員長 いかがでしょうか。継続協議ということでよろしいでしょうか。
- ○篠塚委員 先ほど副委員長から施政方針が出てくるのが遅いというお話がありました

ので、早めに出していただければこの問題は解決すると思うので、合わせて執行部の方に言っていただければ。日程的な問題もありますけど、そのような話がありましたとお 伝え願えればと思いますので。

- ○天貝事務局次長 現在は予算の内示会の時に出されていますので、予算書と一緒に配られているかと思います。それが議運の配布日とイコールとなっております。そんなに時間がないといえばないという状況ではありますけども。
- ○平石副委員長 私の勘違いですみませんでした。
- ○天貝事務局次長 2月の20日前後に議運が有りますけど、議運が午前中に開かれ、 午後は内示会というスケジュールになります。その時同時に配布されるということです。
- ○海老原委員長 今後検討していくと言うことで。日程的には難しいですね。
- ○天具事務局次長 その辺は執行部と調整させていただきたいと思います。
- ○海老原委員長 お願いします。つづいて、協議事項3議会報告会の出席議員について 広報広聴委員長より説明をお願いします。
- ○塚原広報広聴委員長 資料の3を御覧ください。令和4年度土浦市議会報告会の出席 者について御報告いたします。開催方法は最終決定というわけではございませんけど、 録画をした動画の配信による報告会を実施いたしたいと。まだ広報広聴委員会の中では、 高校生を呼んだらどうかとか、市民の方を呼んだらいかがですかなどということがある んですが、当初これからのコロナの状況を見据えて最終的な判断させていていただきた いと進めて参りました。だいぶ増えてきているので最終的には皆様匂うか害してから決 めようかと思いますけど、まずは録画の動画の撮影を先にやらせていただきたいと思い ます。開催の時期については令和4年末から令和5年1月の配信を予定しております。 その後視聴者の方から御意見を伺って、締め切り日は後日決定させていただきます。出 席者については小坂議長、広報広聴委員長そして総務市民委員会としては吉田千鶴子委 員、文教厚生委員会は奥谷委員、産業建設委員会は平石委員と言うことで報告をしてい ただきます。現在のところビデオの録画取りについては、今月の24日を予定しており ます。その前にある程度事前の確認会をどうでしょうかという御意見をいただいており ますので、今週にやるというのは非常に厳しいと思いますので、できれば21日月曜日 頃に予定として、各委員会にお願いしなければならないんですけど、報告する内容の確 認会を開催できればと思っております。現在のところは以上です。
- ○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。
- ○今野委員 21日の確認は報告者のみですか。
- ○塚原広報広聴委員長 それでよろしいかと思います。それぞれ委員会の中で煮詰めていただいて、中身についてはこういうところは直したいということはお伝えしていただかないとと思います。
- ○今野委員 それまでに委員会ごとに確認ということですね。
- ○塚原広報広聴委員長 はい。24日が撮影日になるのである程度その日までにはできあがってないと修正が厳しいかと思います。
- ○海老原委員長 その他ございますか。

#### (「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、広報広聴委員長説明のとおりとすることで、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、ただ今のとおりといたします。その他ありますか。 (「なし」の声あり)

○海老原委員長 事務局からありますか。

○天貝事務局次長 事務局から1点御報告がございます。本年第3回定例会の議運と全 協において、御説明申し上げましたとおり、個人情報保護条例の制定に向け、その前段 の手続きとして罰則規定に係る水戸地方検察庁との事前協議を進めておりました。当初 の予定では11月初旬に協議終了し執行部と歩調を合わせ12月議会に上程する計画で ありました。この事前協議は全国の多くの自治体から一斉に提出され、茨城県内におい ても多くの自治体が提出しているものと思われます。その事前協議の中で水戸地方検察 庁の担当検事が、条例案の大元である国が策定した条例の条文イメージに疑義があると いうことで、総務省とやり取りをしている関係で11月中の協議終了は困難になりまし た。この遅れは県内全体に及んでいるものと思われます。つきましては、12月定例会 での上程は見送り、執行部側と共に3月議会での上程を目指すものでございます。なお、 予定している条例施行日は令和5年4月1日でありますので、3月議会で制定すれば問 題はございません。本市議会の保有する個人情報の保護につきましては、これまで土浦 市議会が保有する個人情報の保護に関する規程により運用されておりました。この規程 では市長部局の取扱の例によることとしておりまして、実際に運用された事例は私の知 る範囲では無かったと思われます。そうした中、今般個人情報の保護に関する法律の改 正に伴い本市議会でも対応が必要になったものでございます。 1番は、個人情報保護法 の改正と、それが議会に適用されるのかについてです。これまで個人情報保護のルール は各地方公共団体がそれぞれ定めていましたが、今回の法改正により国の統一した基準 により各団体に直接適用されることとなります。しかし、それは市長部局のみに適用さ れるもので議会には適用されないというものです。加えて、議会は自律的な措置を講じ ることが望まれるとされております。そうした状況を踏まえまして2番、議会に関する 個人情報保護についてです。全国市議会議長会は、全国都道府県議会議長会及び全国町 村議会議長会と共同で、個人情報保護委員会及び総務省の助言・協力により各市議会が 個人情報保護条例を作成するための条例案を策定しました。その内容は、改正法に準じ た内容になっております。つづいて3番、議会が保有する個人情報とは何かと申します と、具体的には請願陳情の署名簿、参考人等に関する情報、傍聴人の受付簿、退職され た議員の経歴などの情報が対象となりまして、各議員が議員活動で知り得た個人情報は 対象外ということになります。つづいて4番、罰則規定についてです。条例案には罰則 規定が設けられておりまして、対象となる行為は事務局職員等が自己若しくは第三者の 利益のために収集し又は提供することなどで、罰則の内容は懲役又は罰金を科すもので ございます。なお、罰則についても議員は対象外ということになります。 5番、今後の

スケジュールです。法律の施行が令和5年4月1日であることから、本年第4回定例会で本市議会の条例を制定するというものでございます。なお、罰則規定が設けられている関係で水戸地方検察庁との事前協議が必要となることから、速やかに手続きを進めて参ります。

- ○**海老原委員長** 本日の資料で各議員に非公表とするものはありますか。事務局いかがですか。
- ○天貝事務局次長 ありません。
- ○海老原委員長 では全ての資料を公表といたします。以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。次回の議会運営委員会は11月25日(金)10時から第4回定例会の運営について第3委員会室にて行います。それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。